

保険をもっとバリアフリーに!

トライアングル + 医療保険 +

今までご自身の「持病」や「障がい」を理由に
医療保険の加入をあきらめていませんか?!

保障内容〈入院日額 10,000円の場合〉

病気やケガで

入院給付金^{※1}(1日につき)

1泊2日以上
入院をした場合

10,000円

病気やケガで

手術給付金特約^{※2}(1回につき)

入院を伴う手術
をした場合

50,000円

病気やケガで

入院初期費用給付金特約^{※3}(1回につき)

1泊2日以上
入院をした場合

10,000円

商品のポイント

1. 満3歳～満74歳までの方にご加入いただけます
2. 「持病」や「障がい」^{※4}のある方も、多くお引受しております
3. 「精神に関するご病気」をお持ちの方も、多くお引受しております

「持病」や「障がい」に起因や関連する傷病、責任開始日以前に発症したとみられるもの、および異常妊娠・異常分娩は保障対象外となります。

お引受の対象となる
「持病」や「障がい」の一例^{※5}

- ① ダウン症
- ② てんかん
- ③ 自閉症
- ④ うつ病
- ⑤ 統合失調症
- ⑥ 身体の障がい
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 脳血管障害
- ⑨ 心疾患

上記以外にも、これまで保険へのご加入が困難であった、「障がい」のある方や「難病」をお持ちの多くの方についてもお引受をしております。ただし、病状によってはお引受できない場合があります。

ご契約について

ご契約年齢(新規)	保険期間	保険料払込期間	保険料払込方法
満3歳～満74歳までの方	1年間(更新型)	保険期間と同じ	月払

※1 病気やケガそれぞれによる1泊2日の入院から保障します。(病気やケガそれぞれ、1入院につき30日を限度とします)

※2 病気やケガによる1泊2日以上入院を伴う健康保険の対象となる手術をした場合にお支払いします。(1入院につき1回)

※3 入院初期費用給付金特約は、入院給付金のお支払い対象となる1泊2日以上入院をした場合にお支払いします。(1入院につき1回)

※4 対象となる「障がい」は、視覚・聴覚・肢体不自由・内部障がいなどの「身体障がい」、ダウン症や自閉症などの「知的・発達障害」、うつ病や統合失調症などの「精神に関するご病気」、およびそれと同等の障がいをいいます。

なお、告知内容、障がいの状態、過去の傷病歴(ガンの既往症を含む)又は当社の基準などにより、お引受できない場合もあります。



トライアングル少額短期保険株式会社

Triangle

お支払例

災害入院の場合(入院日額 10,000円の場合)

右足腓骨を骨折し、14日間入院し手術をした場合	
● 災害入院給付金	140,000円
● 手術給付金特約	50,000円
● 入院初期費用給付金特約	10,000円
給付金合計	200,000円

疾病入院の場合(入院日額 10,000円の場合)

虫垂炎(盲腸)により、4日間入院し手術をした場合	
● 疾病入院給付金	40,000円
● 手術給付金特約	50,000円
● 入院初期費用給付金特約	10,000円
給付金合計	100,000円

保険料一例

契約年齢	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,676	2,999	3,433	4,654	6,199
女性	2,435	2,935	3,613	4,218	4,897

ご契約の前に必ずお読みください。

給付金の支払限度について

給付金の種類	支払日数および回数	給付金の支払限度
災害入院給付金	1入院につき30日	1保険期間(1年間で通算した各支払給付金の合計額 80万円)
疾病入院給付金	1入院につき30日	
手術給付金特約	1入院につき1回	
入院初期費用給付金特約	1入院につき1回	

給付金をお支払いできない場合

- 支払事由に該当しない場合(例: 責任開始日前の疾病や不慮の事故を原因とするとき、手術が約款に定める要件に該当しない場合など)
- 保険契約のお申込の際に、告知内容が事実と相違したためにご契約が解除された場合(例: 保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による場合等)
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効、もしくは解約したあとに支払事由に該当された場合
- ご契約が詐欺行為や不法取得が目的で無効となった場合
- 重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当する場合

告知について

保険契約者や被保険者は、健康状態について告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療歴など)、現在の健康状態、ご職業など、当社がお尋ねすることについて、ありのまま正しくお知らせ(告知)してください。

配当金等について

この保険には配当金、満期保険金、解約返戻金はありません。

少額短期保険募集人について

当社の担当者(少額短期保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お申込みから保険料の払込まで



ご契約の際には「ご契約のしおり(重要事項説明書・約款)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり(重要事項説明書・約款)」のうち「重要事項説明書」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、ご契約の概要や特にご注意いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解のうえ、大切に保管してください。また、「約款」はご契約に伴う、大切な事項を記載したものです。なお、「ご契約のしおり(重要事項説明書・約款)」はお申し出いただければ事前にお渡しいたします。

クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について

保険契約者は、ご契約の申込日または第1回保険料領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込の撤回または契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、払い込まれた第1回保険料相当額全額をお返します。お申込みの撤回等は、必ず郵便により当社宛に発送してください。

- 取引代理店・募集代理店

- 引受少額短期保険会社

トライアングル少額短期保険株式会社
 Triangle
 〒112-0002 東京都文京区小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル902
 URL: <http://www.triangle-life.co.jp>

お問合せ先 ☎ 03-4530-4171 9:00~17:00
 土日・祝日・年末年始を除く